

モルディブの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

モルディブ共和国（英語名は「Republic of Maldives」、以下「モルディブ」という）は、インド半島の南端から南西へ約 450km 離れたところにある島嶼国である。モルディブは、26 の環礁を形成する約 1,200 の島々が、「島々の花輪」²のように、全長約 860km にわたって南北に細長く連なっている。陸地面積の合計は約 300 平方キロメートルであり、日本の淡路島の半分程度の広さである。

モルディブの人口³は約 52 万人であるが、そのうち約 13 万人は外国人である。首都はマーレ、通貨はルフィア、公用語はディベヒ語であるが、とくに観光地では英語等も広く使用されている。モルディブ人は、シンハラ人、ドラヴィダ人、アラブ人等の混血であるといわれている。宗教については、イスラム教（スンナ派）が国教とされている⁴。

現在のモルディブの地域では、10 世紀頃にアラブ人が上陸して以来、船団寄港地として繁栄した。1153 年、初代コイマラ王が、当時既に伝来していた仏教からイスラム教に改宗してスルタンとなり、マーレ朝を興し、以後、スルタンによる統治が続いた。大航海時代に入り、16 世紀にはポルトガル、17 世紀にはオランダの支配下となった後、1887 年にイギリスの保護領となった。1965 年には「モルディブ・スルタン国」として独立したが、1968 年に、共和制に移行した。1978 年からガユーム大統領による独裁政権が長く続いたが、2004 年から大規模な反政府運動が広がり、民主化に向けた動きが拡大した。そして、遂に、2008 年に新憲法が制定され、複数政党制による選挙が行われるようになった。しかし、新憲法施行後も、政局は不安定である。

モルディブは、全方位外交を基本方針としており、とくに近隣の大国であるインドとは、友好関係を維持してきた。しかし、近時、モルディブの外交政策は、インドと中国の間で揺れ動いている。インド洋の海上交通路（シーレーン）にあるモルディブは、中国にとって、巨大経済圏構想「一帯一路」の拠点の一つとして重要な位置にある。2013 年に就任したヤ

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 英語の国名「Maldives」は、サンスクリット語で「島々の花輪」を意味する「Malodheep」という言葉に由来するといわれている。

³ <https://www.worldometers.info/world-population/maldives-population/>

⁴ 本稿におけるモルディブの概要については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2024 年版』（二宮書店、2024 年）243～244 頁、②外務省ウェブページ「モルディブ 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/maldives/data.html#section2>）等を参照した。

ミーン大統領は、「中国モルディブ友好大橋」を始めとするインフラ整備を中国からの融資で進めた。しかし、2018年に就任したソーリフ大統領は、ヤミーン政権時代に中国への巨額の債務が生じ、年間税収の約3倍にあたる多額の債務は返済できていない等と主張して、ヤミーン政権時代の親中政策を批判した⁵。従来、インド軍のモルディブでの駐留が認められていたが、2023年に就任したムイズ大統領は、インドへの依存の低減及び中国との関係の強化を図ることを主張しており、2024年5月には、インド軍をモルディブから撤退させた⁶。

2022年の世界銀行の資料によると、モルディブの名目GDP（国内総生産）は61.9億米ドル、GDP成長率は12.3%である。一人当たり名目GNI（国民総所得）は10,880米ドルで、南アジアで最も高い⁷。

モルディブの主な産業は、漁業と観光業である。漁業は、主にマグロとカツオであり、タイや欧州等に輸出されている。観光業は、モルディブのGDPの約26%を占めている。「一つの島には一つのリゾート」（one island - one resort）という開発手法を採っており、美しいビーチや珊瑚礁を求めて外国人観光客が押し寄せる世界屈指のリゾート地となっている⁸。但し、モルディブは、最高地点でも海拔2.4メートル、平均でも海拔1.5メートルの高さしか無いため、地球温暖化による海面上昇により、島が消失したり陸地面積が狭くなったりすることが懸念されている（とくに観光業に及ぼす影響は甚大となることが予想される）。

モルディブの法制度は、従来、イスラム法（シャリーア）と慣習法により構成されてきた。モルディブは英国の支配を受けたことがあるため、英国のコモン・ローも重要な法源となっている。近年では、モルディブでも近代的な法整備が進められるようになっており、国際機関、外国、外国人法律家等が、モルディブの法整備の支援に貢献している。例えば、2008年憲法の起草の際は、カナダのサスカチュワン大学のシュマイザー教授がコンサルタントとして関与した⁹。現在のモルディブの制定法の英訳については、モルディブ議会のウェブサイト¹⁰を参照されたい。

II 憲法

1 総説

⁵ 『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2021年）70頁。

⁶ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB10CX00Q4A510C2000000/>

⁷ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/maldives/data.html>

⁸ 2022年の観光客は168万人であった。これは、モルディブの人口の約3倍である。

⁹ 今泉慎也著「憲法制度」（『モルディブを知るための35章』（明石書店、2021年）所収）156頁。

¹⁰ <https://majlis.gov.mv/en/secretariate/regulations>

モルディブの現行憲法は、2008年憲法である¹¹。2008年憲法は、1978年から30年間続いたガユーム政権の強権政治に対する反省から、権力分立、複数政党制、司法権の独立、人権保障等の制度改革を推し進めたものといえる¹²。

全14章、全301条からなる2008年憲法の体系は、表1のとおりである¹³。

表1：2008年憲法の体系（附則を除く）

第1章 国家、主権及び市民		第1条～第15条
第2章 基本的権利及び義務		第16条～第69条
第3章 人民議会		第70条～第105条
第4章 大統領		第106条～第128条
第5章 内閣		第129条～第140条
第6章 司法		第141条～第156条
第7章 独立委員会及び事務局	司法業務委員会	第157条～第166条
	選挙委員会	第177条～第178条
	人事委員会	第179条～第188条
	人権委員会	第189条～第198条
	反汚職委員会	第199条～第208条
	会計検査長官	第209条～第219条
	検事総長	第220条～第229条
第8章 地方分権		第230条～第235条
第9章 治安維持		第236条～第246条
第10章 国家の財産、責任及び法的行為		第247条～第252条
第11章 国家非常事態		第253条～第260条
第12章 憲法の改正		第261条～第267条
第13章 憲法の適用及び解釈		第268条～第274条
第14章 経過措置		第275条～第301条

2 統治機構

(1) 立法府

¹¹ 2008年憲法は6回の改正を経た。但し、ヤミン政権での2回の改正については、その後のソーリフ政権において、元に戻す改正が行われた。

¹² 前掲「憲法制度」156頁。

¹³ 2008年憲法の英訳は、以下のウェブページに掲載されている。

<http://agoffice.gov.mv/#!/Media/Constitution%20of%20the%20Republic%20of%20Maldives>

モルディブの立法府は、「人民議会」（英語では「People's Majlis」）である（一院制）。

人民議会の議員の任期は、5年である。人民議会の議員の数については、21の各行政区（20の環礁及び首都マレ）に2議席ずつ配分し、登録住民数が5,000人を超えるときは5,000人ごとに1議席を追加するという方法で決定される。人民議会の議員となることができる者は、①モルディブ市民であること、②外国籍ではないこと、③イスラム教徒であり、イスラム教スンナ派の信者であること、④18歳以上であること、⑤健全な精神を有することという要件を満たす必要がある。人民議会の議員は、内閣、省庁、独立委員会、国有企業、軍隊、警察等の職に就いてはならない。

定足数は、議員総数の25%である。法案は、出席議員の投票の過半数によって可決される。人民議会によって可決された法案は、その可決の日から7日以内に大統領の同意を得るために提出され、大統領は、その受領の日から15日以内に、法案に同意するか、又は法案若しくは大統領が提案した修正案の再検討のために法案を人民議会に差し戻す。人民議会によって可決された法案は、大統領によって同意されたとき、法律として成立する。

（2）行政府

行政権は大統領に帰属する。大統領は、モルディブの国家元首であり、政府の長であり、国軍最高司令官でもある。大統領の任期は5年である。連続であるか否かに関わらず、二期までとされている。大統領は、国民の直接選挙において、50%以上の得票を得た者が選出されるが、50%以上の得票を得た者がいない場合、上位2名による決選投票が行われる。大統領として選出されることができる者は、①モルディブ市民である両親から生まれたモルディブ市民であり、かつ外国籍を有していないこと、②イスラム教徒であり、イスラム教スンナ派の信者であること、③35歳以上であること、④健全な精神を有すること、⑤未返済の債務が無いこと、⑥刑事犯罪で有罪判決を受け、12か月を超える刑期を言い渡された者でないこと、⑦イスラム教でハッド刑が規定されている犯罪、又は詐欺・背任の犯罪で有罪判決を受けたことがないことという要件を満たす必要がある。

大統領は、副大統領となる者を指名する。大統領が何らかの理由で空席となった場合、副大統領が大統領の職務を行う。

大統領は、内閣を設置する。内閣は、副大統領、各省の担当大臣及び法務長官で構成される。閣僚は、その所管する全ての事項について、大統領に対し、定期的かつ公正に報告しなければならない。また、人民議会の要請があれば、その所管事項に関する情報を人民議会に提供しなければならない。

（3）司法府

モルディブの司法権は、最高裁判所、高等裁判所及びその他の裁判所に帰属する。

最高裁判所は、モルディブにおける司法の最高機関である。最高裁判所において審理される全ての事項は、裁判官の過半数によって決定される。

最高裁判所及び高等裁判所は、人民議会によって制定された法令又はその一部の合憲性を調査し、裁定する管轄権を有する。

裁判官となることができる者は、①イスラム教徒であり、イスラム教スンナ派の信者であること、②25歳以上であること、③イスラム教でハッド刑が規定されている犯罪、又は背任・賄賂の犯罪で有罪判決を受けたことがないこと、④健全な精神を有することという要件を満たす必要がある。とくに、最高裁判所の裁判官として任命されることができる者は、30歳以上でなければならず、裁判官若しくは弁護士又は裁判官と弁護士の両方として7年以上の経験を有し、イスラムのシャリーア又は法律の教育を受けたことという要件を満たす必要がある。裁判官は独立しており、憲法と法律にのみ従う。憲法又は法律が明示していない事項を決定する場合、裁判官はイスラムのシャリーアを考慮しなければならない。裁判官の定年は70歳である。

モルディブでは、近年、司法の中立性が疑われる又は独立性が脅かされる事態が生じてきた。例えば、ガユーム政権時代には、刑事司法が反対派弾圧の手段として利用され、また、大統領が自由に裁判官を任命・解任することができたため、裁判官の中には資質を欠く者が含まれていたことが指摘されてきた。2008年憲法は、経過措置において、2008年憲法の施行後も既存の裁判官の在職を認めるものの、施行後2年以内に見直しを行い、裁判官の資格を有しないと判断される場合、失職すると定めた（憲法285条）。しかし、その後、既存の裁判官全員の在職が認められる結果となった¹⁴。その他にも、モルディブにおける司法の中立性が疑われる又は独立性が脅かされる事態はたびたび生じており、「政治と司法」の問題は、モルディブの大きな課題となっている。

2019年に、ソーリフ大統領は、最高裁判所の長官及び裁判官を5名任命したが、その中には女性が2名含まれていた。イスラム法上の問題について法的意見（ファトワ）を発する権限を有する最高評議会は、「女性は最高裁判所の裁判官になることはできない」というファトワを発した。しかし、ソーリフ大統領は、任命を断行した¹⁵。

3 人権

人権に関しては、主に、「第2章 基本的権利及び義務」において、詳細に規定されている。モルディブ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①モルディブは、イスラム教の原則に基づく国家であり（2条）、イスラム教は国教とされており、イスラム教の教義に反する法律は制定することができない（10条）。そのため、イスラム教は、人権規定にも大きな影響を及ぼしている。例えば、イスラム教徒でない者は、モルディブ市民になることができない（9条(d)）。人民議会が制定した法律により、憲法で定められた権利又は自由が制限されたか否かを判断する際の判断要素の一つとして、「イス

¹⁴ 前掲「憲法制度」167頁。

¹⁵ 前掲「憲法制度」169頁。

ラムの教義を保護するために、権利又は自由が制限されなければならない程度」が挙げられている（16条(c)6）。市民は、イスラムのシャリーア又は法律によって明示的に禁止されていない行為又は活動には、自由に従事できるとされる（19条）。思想・表現の自由は、イスラムの教義に反しない方法で行わなければならない（27条）。教育にあたっては、イスラムへの服従を教え、イスラムへの愛を植え付けなければならない（36条(c)）。基本的権利及び自由の行使及び享受は、イスラムの教義に反しない形で民主主義の価値と実践を促進し、国教であるイスラム教、文化、言語、遺産を保護するという責任及び義務と不可分である（67条(f)(g)）。

②国は、現在及び将来の世代の利益のために、国の自然環境、生物多様性、資源及び美観を保護し、保全する基本的な義務を有すること、並びに、国は、生態学的にバランスのとれた持続可能な開発を通じて、望ましい経済的・社会的目標を達成・促進し、自然保護を促進し、汚染を防止し、種の絶滅や生態系の悪化を防ぐために必要な措置を講じる義務を有する（22条）。

③市民は、適切で栄養価の高い食料と清潔な水、衣食住、身体的・精神的に良好な水準の医療の提供、健康的で生態学的にバランスのとれた環境、通信手段・国家メディア・交通施設・国の天然資源への平等なアクセス、すべての有人島における合理的に適切な水準の下水システムの設定、すべての有人島における合理的で十分な水準の電力システムの設定を受け権利を享有することが定められている（23条）。

④独立委員会の一つとして、人権委員会が設置されている（189条～198条）。人権委員会は、人権に関する状況を調査・報告すること、人権が侵害された場合に適切な救済措置を講じること等の権限を有する。人権委員会は、任期5年の委員5名以上で構成される。

⑤外国人によるモルディブの領土の所有及び99年を超えるリースは禁止されている。また、人民議会の総議員の過半数の承認を得ずに、モルディブの領土を軍事利用してはならないとされている（251条）。ちなみに、2015年7月の憲法改正では、10億米ドル以上の投資をする外国人に、プロジェクト用地（その70%以上が埋立地）の土地の所有を認めるという例外規定が設けられていた。この憲法改正は、中国との経済関係強化を重視するヤミーン政権により行われたものであるが、次のソーリフ政権は、2019年3月の憲法改正によって元に戻した¹⁶。

Ⅲ 民法

1 契約法

モルディブの契約に関する法源として最も重要なものは、1991年契約法である。その他、英国のコモン・ロー及びシャリーアも重要な法源となっている。1991年契約法は、英国のコモン・ローの原則を成文化したものである。

¹⁶ 前掲「憲法制度」161頁。

契約が法的に有効に成立し、強制力を有するためには、申込と承諾、「consideration」、法律関係構築の意図、契約締結能力及び同意が必要である。「consideration」とは、契約の一方の当事者が約束し、他方の当事者が受け取る対価又は何らかの行為や権利の放棄のことである。モルディブでは、法令ではなく判例によって、「consideration」が契約成立の必須要件として認められている。「consideration」は適正である必要はないが、十分な価値がなければならない。モルディブでは、契約を締結する行為能力は、16歳以上の者に認められる。契約は、原則として、特定の形式である必要はなく、書面により作成しなくても、口頭の合意により有効な契約は成立し得る。モルディブには電子取引に関する法律はないが、契約の要件を満たすことを前提として、法的有効性及び強制力が認められる可能性がある¹⁷。

2 土地法

モルディブの土地に関する法源として最も重要なものは、憲法の関連規定（251条等）である。同条によると、外国人によるモルディブの領土の所有及び99年を超えるリースは禁止されている。また、人民議会の総議員の過半数の承認を得ずに、モルディブの領土を軍事利用してはならないとされている。また、2002年土地法は、モルディブの土地をさまざまな目的・用途に割り当て、居住目的の土地及び国営住宅を提供し、モルディブの土地の売買、譲渡、賃貸について定めている。同法によると、モルディブ政府の内務・住宅・環境省は、土地の記録を管理する責任を負う。土地の記録には、土地の割り当て方法、土地の位置と広さ、土地の譲渡先、譲渡の目的、譲渡日、民間の住居、民間の土地及びその所有者等の情報が含まれる。同法はさらに、居住目的の住居を発行する際の条件、国有住居の申請手続、国有住居の登録、国有住居の購入、売却、賃貸、譲渡の手続等を定めている¹⁸。

IV 会社法

モルディブでは、従来、1996年会社法が適用されてきた。しかし、2023年12月27日に新しい会社法が成立し、2024年1月1日から施行されている。2023年会社法は、1996年会社法に取って代わるものである。1996年会社法に基づいて設立・存続している既存の企業は、自動的に、2023年会社法の適用対象となる。そのような既存の会社は、直ちに何らかの手続をとる必要はないが、2023年会社法に準拠させるために、2024年12月31日までの猶予期間が与えられている。

2023年会社法によると、従来ของบริษัท形態である、非公開有限会社（Private Limited Companies）、公開有限会社（Public Limited Companies）、国有会社（State-Owned Companies）、再登録会社（Re-Registered Companies）に加え、新たに2つの会社形態として、地方自治体会社（Local Authority Companies）、外国投資会社（Foreign Investment

¹⁷ <https://www.rco.attorney/highlights/2021/12/15/contracts-in-maldives-overview-p1>

¹⁸ <https://www.fao.org/faolex/results/details/en/c/LEX-FAOC090854/>

Companies) が導入された。2023 年会社法によると、株主が 1 名の非公開有限会社が認められるようになった（従来は 2 名以上の株主が必要であった）。取締役は、1 名以上とされるが（従来は 2 名以上の取締役が必要であった）、そのうち 1 名以上はモルディブの常居住者でなければならず、外国投資会社を除き、全ての取締役はモルディブ市民でなければならない。会社は会社秘書役を任命する必要がなくなり、会社秘書役を任命する場合であっても、自然人又は専門サービス会社を任命することができる。会社は社印を保持する必要がなくなった。外国人持株会社は全て「外国投資会社」に再分類される。外国人持株会社は、外国投資法に従って外国投資の承認を得た後、現地法人の株式を保有することができる。外国で設立された法人をモルディブで再登録することにより、モルディブで法人化することができる。株主が法人である場合の最終受益者（Ultimate Beneficial Ownership, UBO）等、新たな記録維持義務が導入され、UBO 情報を維持し、会社登記局に提出する必要がある。UBO とは、①会社の株式又は議決権の 25%以上を直接的又は間接的に保有している個人、②会社が 1 会計年度に分配する配当金の 25%以上を受け取る権利を直接的又は間接的に保有している個人をいう。取締役会の開催回数は、年 2 回から年 4 回以上に変更された¹⁹。

V 民事訴訟法

1 訴訟

モルディブの司法裁判所としては、最高裁判所（Supreme Court）、高等裁判所（High Court）のほか、上級裁判所（Superior Court）及び治安判事裁判所（Magistrate Court）等がある。上級裁判所としては、刑事裁判所（Criminal Court）、民事裁判所（Civil Court）、家庭裁判所（Family Court）、少年裁判所（Juvenile Court）、薬物裁判所（Drug Court）がある。最高裁判所、高等裁判所及び上級裁判所は、首都マーレに所在する。治安判事裁判所は、マーレ島以外の有人島に 1 か所ずつ設置されている。モルディブでは、三審制が採用されている²⁰。

モルディブでは長年にわたり、民事訴訟における明確な手続がなかったため、公正、公平かつ一貫した司法の実現が大きな課題となっていた。2019 年、国際連合開発計画（UNDP）及び英国政府により、民事訴訟法の起草等の支援が開始された。その結果、モルディブでは、2021 年 12 月 16 日に民事訴訟法が成立し、2022 年 6 月 16 日から施行された²¹。同法により、民事訴訟プロセスの効率性が確保され、民事訴訟事件が公正かつ透明な方法で決定されることになることが期待される。また、UNDP 及び英国政府は、2022 年 12 月、モルディブ各地から集まった 155 人の裁判官と 305 人の裁判所職員を含む 460 人に対し、民事訴訟法に関する研修を実施した。これにより、裁判官及び裁判所職員の能力向上が期待される²²。

¹⁹ <https://orbitax.com/news/archive.php/Maldives-Implements-New-Compan-55024>

²⁰ <https://hci.gov.in/male/?pdf13602?000>

²¹ <https://www.psmnews.mv/en/104503>

²² <https://www.undp.org/maldives/news/round-trainings-civil-procedure-code-judges->

モルディブでは、民事訴訟がかなり利用されているといえる。民事裁判所は、年次報告書の中で、2021年中に7,370件の訴訟事件があったこと（そのうち、2020年から繰り越された事件が2,756件、2021年に新規に受理された事件が4,614件）、2021年中に4,643件の事件を処理したこと等を公表した²³。

2 仲裁

モルディブの2013年仲裁法は、国連国際商取引委員会（UNCITRAL）のモデル法に準拠しており、外国仲裁判断は、それが仲裁法に規定された手続の範囲内である限り、管轄権を有するモルディブの裁判所によって承認・執行されることができると規定している。モルディブは、2019年9月17日に、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟したため、モルディブにおいて外国仲裁判断の承認及び執行を求めることができる。外国仲裁判断の執行を希望する当事者は、執行申請書とともに、仲裁判断の原本、認証付きコピー及びディベヒ語訳を提出しなければならない²⁴。

モルディブでは、2013年仲裁法に基づき、「モルディブ国際仲裁センター」（Maldives International Arbitration Center, MIAC）が設立されている。MIACには、様々な国や多様な経歴を持つ仲裁人が所属している²⁵。

VI 刑事法

モルディブの現行刑法は、2014年刑法である。以下、同法の中で、日本では見られない特徴的な規定を紹介する。

不法結婚は犯罪とされ、第1級軽犯罪として1年以下の拘禁刑を科される。不法結婚には、①既に4人の妻と結婚している場合に、さらに結婚すること、②既に結婚している場合に、妻の姉妹と結婚すること、③待婚期間中に、女性が離婚した男性以外の男性と結婚すること、④既に結婚している女性がさらに結婚すること、⑤離婚を3回繰り返した女性が、別の男性と結婚し、その男性から離婚されることなく、前に離婚した同じ男性と結婚すること、⑥不倫で離婚した男女が結婚すること、⑦イスラムのシャリーアにより、結婚が永久に禁止されている男女が結婚すること（近親者である場合等）、⑧同性が結婚すること、⑨女性が、非ムスリムの男性と結婚すること、⑩男性が、啓典を持つ信仰に属さない非ムスリムの女性と結婚することがある（410条）。

また、モルディブ市民が、①医学的又は健康上の理由なく、ラマダン月に断食をせず、又は断食を放棄すること、②豚肉・豚肉製品又はアルコールを消費することは犯罪とされ、第3級軽犯罪として3ヶ月以下の拘禁刑を科される（616条）。

[and-legal-staff-completed](#)

²³ <https://www.psmnews.mv/en/96968>

²⁴ <https://www.ctlstrategies.com/invest-in-maldives-dispute-resolution/>

²⁵ <https://miac.gov.mv/>

さらに、イスラム教への批判は犯罪とされ、第 1 級軽犯罪として 1 年以下の拘禁刑を科される。イスラム教への批判には、①イスラム教を軽視させる意図をもって、公の場又は公共の媒体で宗教的な演説やイスラム教の批判を行うこと、②イスラム教を軽視させる目的で、イスラム教を批判する資料を作成、販売、頒布、提供すること、③モルディブにおけるポルノの製造、所持、販売、配布、流布又は輸入、④モルディブにおける礼拝用偶像の生産、所持、販売、配布、流布又は輸入、⑤モルディブ市民の宗教的結束を乱そうとし、人々の間で宗教的分離を引き起こすような会話や行動をすることがある（617 条）。

Ⅶ おわりに

以上、モルディブ法の概要を簡単に紹介した。モルディブは、美しいビーチや珊瑚礁を求めて外国人観光客が押し寄せる世界屈指のリゾート地となっており、観光業は今後も順調に発展することが見込まれる。GDP 成長率は 12.3%と高水準にあり、一人当たり名目 GNI は南アジアで最も高い等、モルディブ経済は好調を維持している。モルディブ企業と貿易取引を行ない又はモルディブに現地法人を設立する日本企業が増加していく可能性があることから、今後も、モルディブの法制度の動向について注視していきたい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.52 No.6』（国際商事法研究所、2024 年、原題は「世界の法制度〔南アジア・中央アジア編〕第 7 回 モルディブ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。